### どもたちが健やかに育つように

### 业 事

内線2221~2224 問合 子育て支援課

### 各種手当

が必要です。支給要件に該当したとき は、速やかに手続きをしてください。 児童手当などを受給するには手続き

### 手当額 (児童1人あたり・月額) いる方に支給します。 中学校修了前までの児童を養育して

・ 3 歳未満 1万5000円

3歳以上小学生以下

第3子以降 第1·2子 1万円 1万5000円

l 万円

中学生 所得制限対象者

※支払い時期については、左表のとおり 児童1人あたり 5000円

父または母が1年以上拘禁されてい

・父および母が不明である児童

### 手当月額

・子どもが1人の場合 全部支給…4万2290円

子ども2人目の加算額 全部支給…9990円

該当月

平成29年2~5月分

平成29年6~9月分

平成29年10月~平成30年1月分

全部支給…5990円 部支給…5980円~3000円

つき )

いがあるときは、20歳未満)を監護して 到達の年度の末日)の児童(一定の障が 給します。 いる父または母、あるいは養育者に支 次の要件に該当する18歳以下(18

に減額することがあります。 未就労などの場合に支給額を2分の1 なお、受給から5年を経過した方で

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がいのある児
- 父または母から1年以上遺棄されて いる児童
- 父または母がDV防止法における保 護命令を裁判所から受けた児童
- 母が婚姻しないで生まれた児童

支払日

平成29年6月9日金

平成29年10月10日(火)

平成30年2月9日金

### 8 0 円 部支給…4万2280円~99

子ども3人目以降の加算額(1人に 部支給…9980円~5000円

いる父または母、あるいは養育者に支 いを有する20歳未満の児童を監護して 身体または、精神に中度・重度の障が

給します。

到達の年度の末日)の児童を監護して 給します。 いる父または母、あるいは養育者に支 次の要件に該当する18歳以下(18歳

### 支給要件

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がいのある児
- 父または母がDV防止法における保 父または母から一年以上遺棄されて いる児童
- 父または母が1年以上拘禁されてい 護命令を裁判所から受けた児童
- 婚姻しないで生まれた児童
- 父または母が引き続き1年以上行方 不明である児童
- **手当額**(児童ー人あたり·月額
- 県遺児手当 から2年間は半額 (支給期間は5年間。ただし 4350円 、4年目
- (支給期間は、5年間

市遺児手当 2000円

5万1450円 3万4270円

· 2 級

# 母子家庭等自立支援事業

### す。なお、事前相談が必要となります。 親の方が就職に役立つ技能や資格の取 母子家庭等自立支援給付金を支給しま 学校などの養成機関で修業する場合に 得のため各種講座を受講したり、各種 母子家庭の母親または父子家庭の父

### 自立支援教育訓練給付金 指定の職業能力開発講座を受講後に

支給額 は20万円 支給します。 講座受講料の6割相当(上限

## 局等職業訓練促進給付金

福祉士、保育士等)のために1年以上養 支給期間 高等職業訓練促進給付金 成機関で修業する方に支給します。 就職に有利な資格取得(看護師、介護 修業期間の全期間(上限3

### 支給月額 7万500円(市民税課税世帯) 10万円(市民税非課税世帯):

場合に支給します。 修業期間修了後、一定要件を満たす

高等職業訓練修了支援給付金

2万5000円(市民税課税世帯 5万円(市民税非課税世帯)

# 母子家庭等日常生活支援事業

あります(1時間あたり300円)。 の所得がある方には一部利用者負担が 事援助等を行います。なお、一定額以上 場合に、家庭生活支援員を派遣して家 どにより、一時的に生活援助のサービ などの自立促進に必要な理由や疾病な となって間がないなど、生活環境の激変 により日常生活を営むのに支障がある スが必要な場合や、母子家庭、父子家庭 母子家庭、父子家庭、寡婦の方が修学

## 母子父子寡婦福祉資金

の安定と児童の福祉増進のため、暮ら しに必要な資金の貸付を行っています。 母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活

### 対象

20歳未満の児童を扶養している配偶 歳未満の児童 れている児童および父母のいない20 者のいない方、またはその方に扶養さ

子が20歳以上になったり、子がいない たはその女子が扶養している子 とができない配偶者のいない女子、ま ため母子福祉資金の貸付を受けるこ

事業開始資金…事業を開始するのに 必要な設備、材料、商品などの購入資

金 事業継続資金…現在営んでいる事業 を継続するための運転資金や拡張資

どの資金

転宅資金…住居の移転に伴う敷金 の建設、購入するために必要な資金 改築、補修、または自ら居住する住宅 住宅資金…現在住んでいる住宅の増

生活資金…技能習得期間中や失業し の貸付期間中、および母子家庭になっ ている期間中、または医療介護資金

修学校修学中の学資などに必要な資 修学資金…高等学校、大学または専 以上の子が結婚するのに必要な資金

修業資金…事業開始、就職のために 等学校、大学、専修学校、修業施設へ 必要な知識、技能を習得するために の入学および入所する際の入学資金 就学支度資金…小学校、中学校、高 必要な授業料、材料費、交通費などの

めに必要な授業料、材料費、交通費な めに必要な知識、技能を習得するた 技能習得資金…就職、事業開始のた

ける際に自己負担金などに充てる資 医療介護資金…医療および介護を受 権利金などの一時金に充てる資金 な被服、身の回り品などの購入資金 就職支度資金…就職するために必要

結婚資金…扶養する児童または20歳 て7年未満世帯の生活資金

資金 (修業施設在学生)

※福祉資金貸付申請書の提出時期は下 表のとおりです。



申請書提出期限	貸付金決定時期	貸付金支払日
6月23日金	8月下旬	9月1日金
9月8日金	11月下旬	12月1日金
10月27日(金)	平成30年1月上旬	平成30年1月17日(水)
12月1日(金)	平成30年2月上旬	平成30年2月19日(月)
12月22日(金)	平成30年3月上旬	平成30年3月19日(月)
平成30年2月2日億	平成30年4月下旬	平成30年5月上旬
平成30年4月20日金	平成30年6月下旬	平成30年7月上旬

### 短期利用事業 時預かり事業と子育て支援

を実施しています。 場合に、保育所や施設で養育する事業 児童の養育が一時的に困難となった

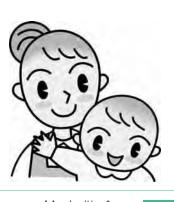
を一時的に保育します。 とする生後43日以降で就学前の児童 的負担を解消するために保育を必要 た保護者の育児に伴う心理的・肉体 よって緊急・一時的に保育します。ま な保育や保護者の疾病などの理由に 就労形態の多様化に伴う一時的

実施施設 東愛宕保育園・神島田保育園・蛭間保 共存園保育所·新開保育園

保育時間 利用期間 ~午後0時3分) 分(ただし、土曜日は、午前8時30分 午前8時30分~午後4時30 1カ月に14日以内

蛭間保育園は平日午前8時~午後4

※「つしま子育て応援券」使用可。 **手数料** 1日2000円



内 容 を一時的に養育できなくなった場合 護します。 に、その児童を短期間施設などで保 保護者が疾病などの理由で児童

実施施設 山市) 衆善会乳児院(名古屋市) あいさんテラス(津島市)、 、溢愛館(犬

**手数料** 1日6300円以内 利用期間 7日以内

### 休日保育事業

です。 できないときに保育所で保育する事業 保護者が就労のため、家庭で保育が

内 容 実施施設 きないときにお子さんを保育します。 に就労のため、日中、家庭で保育がで している児童の保護者が、日曜・祝日 津島市在住で市内保育所に入所 東愛宕保育園

利用料 無料 保育時間 分(ただし12月29日~1月3日は除く) 午前8時30分~午後4時30

# ファミリー・サポート・センター事業

する子育て支援の会員組織です。 供会員)がお互いに助け合いながら活動 会員)と、子育ての手伝いができる方(提 子育ての手助けをしてほしい方(依頼

○歳児(生後2カ月以降)から小学校 依頼会員…市内在住・在勤・在学で、

援助内容

· 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童 クラブ、習い事などへお子さんの送迎

病気または、病気の回復期であり、保 護者の勤務の都合により家庭で育児 業時間後のお子さんの預かり

通院、看護、冠婚葬祭、地域活動、授 ができないときの預かり 業参観など子どもを連れて行くこと

・産前産後の家事・育児等の援助(依頼

### 報酬の基準

・子ども1人につき1時間あたりの報 の金額を援助会員に直接支払います。 依頼会員は、援助活動終了時に下記

※報酬基準額については「つしま子育て 応援券]使用可。 酬基準金額は下表のとおりです。

※依頼会員が食事、おやつなどの提供 を支払います。 を依頼した場合は、提供会員に実費

実施主体…れんこん村のわくわくネッ トワーク

6年生までのお子さんを養育してい

生後12カ月)までの方(家事支援) 妊娠8カ月~産後2カ月(多胎児は

提供会員…市内在住で、20歳以上の 格、経験、性別は問いません) 健康で子育てに関心をお持ちの方(資

保育所などの始業時間前、または終

を行うことが困難なときの預かり

※預かりは、提供会員の自宅で行います。 会員宅で行います)

# 病児・病後児保育事業

えない理由で家庭で保育ができない場 合にお子さんをお預かりします。 児童が病気の時に、保護者がやむを

実施施設 保育室 神島田保育園病児·病後児

利用日 連続して5日間以内 月〜金曜日(休園日を除く)

**利用料** 10000円 年生までの児童 対象 市内在住の生後6カ月~小学6

利用時間 午前8時~午後5時

※ご利用には事前登録と診療情報提供 書が必要になります。

※「つしま子育て応援券」使用可 問合 子育て支援課 内線2221~2224

時間	曜日	月曜日~金曜日	土曜日・日曜日 祝日・ <u>年末年始</u> (12/29~1/3)
げんきっこ サポート (健康児)	午前7時~午後8時	700円	800円
	午後8時~午前1時	1,200円	
たすかるサポート (病児・病後児)	午前9時~午後5時	1,200円	
産前産後の 家事支援	午前9時~午後6時	700円	800円